

・第**5**編

その他の災害対策編

## 第1節 雪害対策

### 第1 災害予防計画

雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、主要幹線道路等の交通確保等を図り、雪害予防に万全を期する。

#### 1 雪害に強いまちづくり

- (1) 市は、県、関東地方整備局等関係機関と連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。
- (2) 市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (3) 市は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。

#### 2 道路交通の確保計画

- (1) 市内の冬期道路交通を確保するため、市は、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。県及び関係機関と日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、交通障害による滞留車両の発生等の可能性があるため、他の道路管理者との連携の下、除雪や通行規制、迂回路の確保等の迅速・適切な対応に努める。また、住民に対し、車での外出の自粛を要請する。
- (2) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、市は県及び関係機関とともに連絡会議へ参加し連携を図る。
- (3) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、除雪計画路線及び除雪担当者を定めておくとともに、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。
- (4) 集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (5) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。
- (6) 大雪の場合、市内全域を一斉に除雪することは困難なことから、地域資源を把握し、地域ので力で生活路線を確保できる体制づくりに努める。

また、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

- (7) 除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい排雪場所の確保及び整備を図るとともに、住民への周知を図る。
- (8) 降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路、河川への雪の投げ捨てをしないこと等について住民周知に努める。
- (9) 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (10) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

### 3 電気・通信の確保

電気及び通信は、地域住民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであり、関係機関の協力により電気・通信の確保を図るものとする。

### 4 農林産物対策計画

- (1) 農道・用水路やパイプハウス等個人所有を含む農業用施設の管理者に対し、管理主体が非常時に対応できるマニュアルづくり及び指導を実施していく。なお、パイプハウス等については、補強資材の設置ほか降雪に対する予防措置の指導を行うとともに、施設被害が想定される降雪に関する情報伝達の徹底を図る。
- (2) 佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等と連携した被害状況把握調査体制を整備する。

### 5 孤立防止対策

要配慮者世帯等は自力での除雪が困難であり、大雪の際には孤立をする可能性があるため、民生委員等が連絡又は訪問し、区長に状況を報告する。区長は、安否確認及び積雪状況の把握が行える体制を整える。また、自力での除雪が困難な世帯に対しては、自主防災組織、消防団等を中心とした地域の協力による除雪体制を整え、孤立防止を図る。

### 6 市民生活の安定

大雪による交通障害等で、コミュニティバスの運行やごみの収集等の市民生活に影響のある事業に支障を来す可能性があるため、除雪が行われた路線でのコミュニティバスの一部運行やごみの市内数箇所での拠点収集等の事前計画を整備する。

### 7 学校等における対策

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるよう努める。

### 8 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

- (1) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図る。
- (2) 自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

## 第2 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

### 1 活動体制

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
準備体制	防災担当、当直者等が防災気象情報の把握に努め、状況の進展を見守る。	大雪注意報が発表されたとき。	基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
事前体制	総務部職員及び除雪担当課の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	大雪注意報が継続し、多量の降雪、積雪が予想される時、又は大雪警報が発表されたとき。	基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
警戒体制 (警戒対策本部設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒対策本部を設置する。</li> <li>○各部局連絡網の確認、情報収集を行う。</li> <li>○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。</li> <li>○専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。</li> <li>○要配慮者の避難場所受入体制の準備ができる要員を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雪警報が発表されており、積雪による被害発生のおそれがあるとき。</li> <li>○その他市長が必要と認めるとき。</li> </ul>	基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
応急体制 (災害対策本部設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部を設置し、応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。</li> <li>○あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。</li> </ul>	降雪、積雪により被害の発生が確実となったとき、又は被害が発生したとき。	基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。

### 2 気象警報・注意報等の伝達活動

#### (1) 警報・注意報の発表基準

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

市の雪に関する警報及び注意報の発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
暴風雪警報	平均風速17m/s、雪を伴う。
大雪警報	12時間降雪の深さ20cm
風雪注意報	平均風速13m/s、雪を伴う。
大雪注意報	12時間降雪の深さ10cm
なだれ注意報	表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さが20cm以上で風速が10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上、又は日降水量が15mm以上

着氷・着雪 注意報	著しい着氷、着雪が予想されるとき。
融雪注意報	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(2) 情報伝達体制の整備

ア 市は、住民に対し、警報や注意報、その他除雪の実施や交通規制に関する情報を迅速かつ広範囲に提供できるよう防災行政無線、メールマガジン配信サービス、ツイッターやフェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等あらゆる手段を用いて提供する。

イ 市は、市内の状況を把握するため、SNS等を用いた住民からの情報収集体制の整備に努めるとともに、必要に応じて地区担当職員を派遣する。

ウ 市は、各部・課で把握した被害状況や対応内容、課題等を紙ベースで報告し、電子掲示板等で正確な情報を庁内全体で共有する。また、職員所有の携帯電話等を使用し、災害対策本部等から情報を一斉送信するシステムを構築する。

3 交通の確保

(1) 除雪体制の確立

市は、市道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、国道、高速道路及び県道の道路管理者である、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、東日本高速道路株式会社関東支社及び佐久建設事務所等と情報共有を図り、連携して除雪体制の確立を図る。

なお、市は対応の具体策を小諸市除雪マニュアルに定め、必要により見直しを行う。

(2) 除雪実施及び開始時期

10cm以上の降雪が予想される場合に除雪を実施し、道路機能の確保に努める。

(3) 除雪路線

市は市道の交通確保のため、市除雪委託業者に指示し、迅速に除雪を実施する。なお、路線の除雪順位は次のとおりとする。

ア 一次除雪路線

幹線道路とし、10cm以上の降雪が予想されるとき、原則として通勤、通学前に実施する。

イ 二次除雪路線

補助幹線道路とし、積雪15cm以上になったとき、一次除雪路線除雪後に引き続き除雪を実施する。

ウ 三次除雪路線

大雪時のみとし、積雪30cm以上となり、区長の要請により、道路除雪対策本部長が指示したとき、一次、二次除雪路線除雪後に実施し、1車線確保と待避所確保を原則とする。

(4) 区による除雪活動等

ア 区長は、大雪特別警報が発表された場合、又は大雪警報により市長から依頼があった場合は、区内の市道等の除雪作業に協力し、早期の通行確保に努める。

イ 区民は、一定量の降雪があった場合には、自宅敷地付近については自力除雪に努めるとともに、区長から要請があった場合は、市道、要配慮者自宅周辺等の除雪作業に協力する。

**4 交通の規制**

雪崩の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じその区間の通行禁止又は規制を行う。

**5 孤立対策**

(1) 大雪の際、自力での除雪ができず要配慮者世帯等が孤立した場合は、民生委員等が連絡又は訪問し、区長に状況を報告する。区長は、安否確認及び世帯の状況、積雪の状況を把握し、必要があれば非常用食料や燃料等の提供や地域での支援を要請する。

(2) 大雪による交通障害のため、市内で滞留車両が発生した場合は、滞留の状況や今後の見通しなどを把握し、必要があれば非常用食料等の提供や地域での支援を要請する。

**6 市民生活の安定**

大雪による交通障害等で、コミュニティバスの運行や家庭ゴミ、資源物収集等の市民生活に影響のある事業に支障がある場合は、事前計画に基づき早期に事業を再開できるよう努める。

**7 地域の協力による除雪対策**

(1) 自宅敷地付近の自力での除雪に加え、自主防災組織等を通じて通学路や生活道路等の除雪への協力を要請する。

(2) 除雪資機材を所有している者に対して、区長より通学路や生活道路等の除雪への協力を要請する。

(3) 自宅敷地付近の自力での除雪が困難な要配慮者世帯等に対して、自主防災組織、消防団等による除雪を要請する。

(4) 大雪の際、消防活動に支障がないよう、消防団は、消火栓等の水利付近の除雪を行う。

## 第2節 航空災害対策

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

### 1 情報の収集・連絡・通信の確保

#### (1) 情報の収集及び報告

ア 市は、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに佐久地域振興局へ連絡する。

#### (2) 応急活動対策の情報収集

市は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、予測される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

#### (2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

#### (3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

### 3 捜索、救助・救急及び消火活動

#### (1) 捜索活動の実施

市は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防本部と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

#### (2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

#### (3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や小諸北佐久医師会、北佐久歯科医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

## 第3節 道路災害対策

自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。

被害が甚大な場合、必要に応じて関係機関は相互に支援を行うことにより処理する。

### 1 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる被害状況の調査を行い、県に報告する。

### 2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

### 3 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

### 4 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県等への応援を要請する。

### 5 被害拡大防止措置

市は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

#### (1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

#### (2) 道路利用者及び住民等への広報

市は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は防災行政無線、広報車等により広報を行う。

### 6 救助・救急、消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を実施する。

## 第4節 鉄道災害対策

大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

### 1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 市、県、JR東日本及びしなの鉄道は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

### 2 活動体制及び応援体制

- (1) 広域応援体制
  - ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
  - イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。
- (2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

### 3 救急・救助、消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を実施する。

### 4 関係者等への情報伝達活動

市は、県、JR東日本及びしなの鉄道と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、住民家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

## 第5節 危険物等災害対策

### 第1 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

#### 1 危険物等関係施設の安全性の確保

##### (1) 規制及び指導の強化

市は、火災予防上の観点から消防本部の協力を得て事業所の実態を把握し（資料8-4・8-5参照）、以下の指導を行う。

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

##### (2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

#### 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

##### (1) 消火資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材について、消防本部を中心にその整備を図る。

##### (2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

##### (3) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

#### 3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ

円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

- (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。
- (2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。
- (3) 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。

## 第2 災害応急対策計画

市域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

### 1 応急活動体制の確立

市は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

### 2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災行政無線、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じオイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- (3) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (4) 環境モニタリングを実施する。
- (5) 取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

### 3 危険物等取扱事業所等が行う緊急措置

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、市、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地の状況を消防本部及び警察等に連絡する。

## 第6節 大規模な火事災害対策

### 第1 災害予防計画

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

#### 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域の指定等について検討する。
- (3) 「都市計画マスタープラン」等に基づき、防災対策に資する公園・緑地、防災遮断帯等を効果的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。
- (4) 幹線道路について、国道・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画等を推進する。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするよう指導する。
- (2) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- (3) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。
- (4) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導及び助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

### 3 救助・救急用資機材の整備

- (1) 救助工作車については、消防力の整備指針による台数の整備を図る。また、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (2) 消防団詰所、公民館、防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

### 4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

- (1) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

イ 最先到着隊による措置

ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

オ 各活動隊の編成と任務

カ 消防団の活動要請

キ 通信体制

ク 関係機関との連絡

ケ 報告及び広報

コ 訓練計画

サ その他必要と認められる事項

- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

- (3) 関係機関の協力を得て、救助・救急訓練を毎年1回以上実施する。

### 5 消火活動

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期す。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

- (1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るととも

に、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、次の対策を実施し、人員の確保を図る。

ア 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

イ 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

ウ 消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自主防災組織等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで、消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(4) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を

図る。

ウ 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (7) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (4) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (7) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(5) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

(6) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等（資料3-1～3-9参照）に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

## 第2 災害応急対策計画

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

### 1 消火活動

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第2編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

(イ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第2章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」により、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

## 2 避難誘導活動

市庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

## 第3 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

## 第7節 林野火災対策

### 第1 災害予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

#### 1 防火思想の普及

- (1) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (2) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の育成を図る。

#### 2 活動体制の整備

林野火災については、平常時から森林の状況、地理、水利の状況、森林施業の形態等を調査検討の上、火災時における消防活動が迅速かつ適切に遂行できるよう活動体制の整備を推進する。

#### 3 林野所有（管理）者に対する指導

林野所有（管理）者に対し次の事項を指導するとともに、関係林野にかかわる火災予防責任及び防火措置の明確化を図る。

- (1) 火の後始末の徹底
- (2) 防火線・防火樹帯の設置
- (3) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (4) 火入地ごしらせ、焼畑等にあつては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立
- (5) 火災多発期における見回りの強化
- (6) 消火のための水の確保等

#### 4 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (3) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

#### 5 火入れ対策

林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

#### 6 予防資機材及び初期消火機材並びに消防施設の整備

- (1) 林野火災発生危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (2) 林野火災予防マップを作成する。
- (3) 防火管理道の開設、防火線、防火帯の設置及び防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (4) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火資機材の整備を図る。

#### 7 特別警戒の実施

林野火災は、早期発見が難しく、気象状況により消防活動に大きく影響を与えることから、4月、5月、乾燥期に、消防団、消防署による特別警戒区域のパトロールを実施する。

#### 8 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象注意報・警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

また、市長は、気象官署が発表する火災気象通報を受け、必要があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

## 第2 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

### 1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

- (1) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

- (2) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
- (3) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

## 2 出火の発見・通報

- (1) 林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。
  - ア 県に対するヘリコプターによる偵察の要請
  - イ 職員の災害現場への派遣
- (2) 森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

## 3 応急活動体制の確立

市は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

## 4 消火・救助活動

市及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次の事項を検討して消防活動を実施する。

- (1) 効果的地上消火の実施
  - ア 出動部隊の出動区域
  - イ 出動順路と防ぎよ担当区域
  - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
  - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
  - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
  - カ 応急防火線の設定
- (2) ヘリコプターの派遣要請
 

住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第5節「ヘリコプターの活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (3) 要救助者の救助
 

消防本部等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状態から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

## 5 避難・誘導

- (1) 森林内の滞在者の退去

市は、警察及び消防本部等と連携して、林野火災発生のお知らせを受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、森林内滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

**6 自衛隊災害派遣要請**

第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

**7 広域応援要請**

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

**8 二次災害の防止活動**

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置をとる。